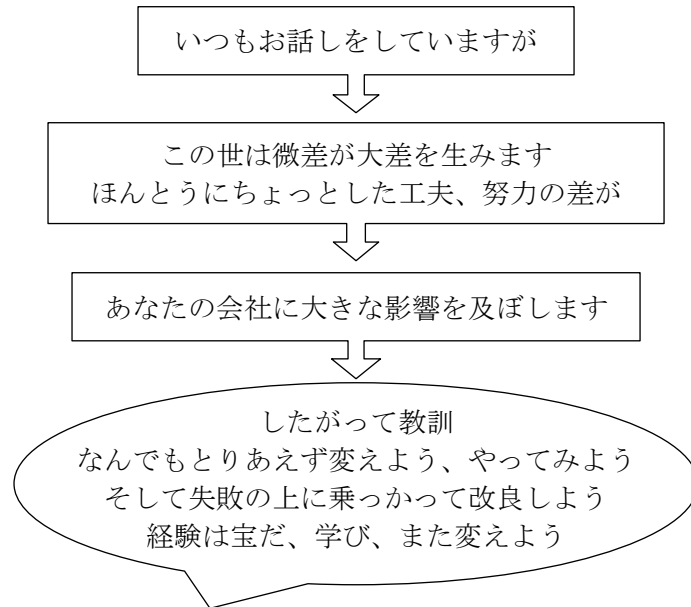


前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 225 回

ようやく春らしくなり暖かくなってきました。
 株価も少し上昇してきました。
 しかし真に景気回復基調にあるのか、きわめて疑問です。
 さらに今年の中旬にはアメリカの第二次プライムローン（事務所ビルプライムローン）
 危機が発生すると言われていています。したがって安心はできません。
 危機意識を持って対処してください。



「ガンバリましょう、具体的に事業計画をたて、実行しましょう！！」

前田の《今人生を語る》第 130 回

めざめよ日本人[®]

「あらゆる失敗は成功に向う第一歩である」といいます。
 この日本国のために、どんな政治家を選ばばいいか、また過去の選挙の失敗から学んで、正しい選挙をしたいものです。

給与所得に対する源泉徴収について

佐藤 洋

今回は役員又は従業員に対して支給する金品等で、給与等として源泉所得税の対象に当たらないものとして、今までご質問を受けたものの一部をご紹介します。

各々について必要な要件があります。要件を満たしていない場合は課税の対象となってしまうので注意を要します。

永年勤続者の記念品等

永年にわたり勤務した使用人等の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は、記念品を支給することによりその使用人等が受ける経済的利益については、次の要件を満たしているものについては課税されません。

- ①現金支給（有価証券を含みます）でないこと
- ②利益の金額が、その使用人等の勤続年数等に照らして社会通念上相当と認められること
- ③その表彰は、おおむね 10 年以上の勤続年数の者を対象としていること
- ④ 2 回以上表彰を受けるものについては、おおむね 5 年以上の間隔をおいて行われていること

値引販売

使用者の取り扱う商品、製品等（有価証券及び食事を除きます）を値引販売することにより、その使用人等が受ける経済的利益については、その値引販売が次の要件を満たす場合には、課税されません。

- ①販売価額が自社の取得価額以上であること
- ②販売価額が通常他に販売する価額のおおむね 70% 以上であること
- ③値引率が役員をはじめ全社員一律か、地位や勤続年数に応じた合理的な格差により定められていること
- ④家事使用程度の数量であること

なお、高額な商品（不動産や自動車等）については値引販売の取扱いの対象とされません。

祝金品・見舞金等

結婚・出産等の祝金品、葬祭料・香典・見舞金等はその金額が支給を受ける役員又は使用人の地位などに照らして社会通念上相当と認められるものであれば課税されません。

技術習得費

業務上の必要性に基づき、職務に直接必要な技術や知識を習得させるための適正な費用の額は課税されません。

具体的には、職務に直接必要な、技術や知識の習得費用、免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用や大学等における聴講費用に充てるものとして支給するものです。